



**KANSAI
UNIVERSITY**

教職支援センター年報

2017

関西大学 教育推進部
教職支援センター

『教職支援センター年報 2017』 目次

投稿原稿

感動は不可欠だが危険もある

ー小・中学校における特別活動の指導法をめぐるー考察ー

兵庫大学現代ビジネス学部准教授 岡本 洋之 1

土5限の国語教室ー国語科教育法（三）（四） 非常勤講師 桧井 英人 10

高等学校・公民科「倫理」における「心に響く教材」の発見

ー儒教理解のための生活感情を組み入れた資料開発ー 非常勤講師 浜田 直也 15

教員としての資質・能力を高める授業実践 非常勤講師 西出 博行 21

1. 教員の養成の目標

関西大学教職支援センターの基本理念 38

2. 教員の養成に係る組織

教員の養成に係る組織 39

教職支援センター規程 40

3. 教員の養成に係る授業科目

教職に関する専門教育科目および科目担任者一覧 42

4. 教員免許状の取得の状況

各学部・大学院で取得できる教員免許状の種類・免許教科 47

介護等体験 参加者数 49

中学校・高等学校教育実習生数 50

教員免許状取得状況・免許取得者数一覧（学部・大学院） 51

教員免許取得までの諸手続き 58

5. 教員への就職の状況

教員採用試験合格者状況・合格者数 59

教員採用試験「大学推薦」の応募状況・合否結果 61

6. 教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組

介護等体験事前指導について 62

2年次生対象「教育実習受講希望者ガイダンス」について 63

3年次生対象「教育実習ガイダンス」について 65

教員養成フォーラムについて 67

教員採用試験合格者との情報交換会について 69

教職専門科目担当者研究会について 71

教員採用試験合格者壮行会について 72

教員採用試験に向けて～支援制度を積極的に活用しよう～ 73

教員採用試験 受験案内一覧 74

教職支援センター 利用状況	76
教職関係ガイダンス日程	77
7. その他	
教員免許状更新講習一覧	78
関西大学教職支援センタ一年報投稿規程・執筆要領	79

感動は不可欠だが危険もある 一小・中学校における特別活動の指導法をめぐる一考察—

兵庫大学現代ビジネス学部准教授 岡本 洋之

1. 本研究の目的と方法

次期学習指導要領は、中学校では 2021（平成 33）年 4 月から、小学校では 2020（平成 32）年 4 月から施行されることになっている¹。これらの学習指導要領の冒頭の目次によると特別活動は、中学校においては全教育活動から「各教科」、「特別の教科 道徳」、「総合的な学習の時間」を、また小学校においては全教育活動から以上の 3 つに加えて「外国語活動」を、それぞれ除いた部分を指す（『中学校学習指導要領』、2017 年 3 月、目次、および『小学校学習指導要領』、同年同月、目次）。

その内容は、中学校では「学級活動」、「生徒会活動」、「学校行事」とされ、小学校では「学級活動」、「児童会活動」、「クラブ活動」、「学校行事」とされている（『中学校学習指導要領』、2017 年 3 月、147～150 頁、および『小学校学習指導要領』、同年同月、164～168 頁）。

このように特別活動は学校教育の重要な一翼を担っており、「日本が世界に誇るべき教育活動の一つ」とまで言われるほどの存在感がある（藤田晃之、2017 年、3 頁）。そしてそれだからこそ、特別活動をめぐるさまざまな問題点が社会の注目を集め、マスコミにも取り上げられる。

本小論においては、特別活動における問題点を指摘するとともに、そこからその指導法をめぐる若干の考察を試みる。方法としては、内田良（2015 年）がリスクの高い教育活動であることを指摘しているもののうち「組体操」と「2 分の 1 成人式」が、いずれも特別活動の範疇に入ることに着目し、これらが行われる根拠として普通にいわれる「感動」に対し、問い合わせの目を向けることにする。

2. 組体操の推進力としての「感動」

（1）組体操における深刻なリスク

学習指導要領では、特別活動における学校行事として「健康安全・体育的行事」が挙げられており、通常それは運動会や体育祭等の名称で実施されている。その場において、複数の子どもたちが身体を組み合わせて様々な形を表現する「組体操」が、2015 年現在多くの学校で行われているが、これについて、内田が指摘している問題点からいくつかを拾い上げてみよう。

第 1 に、組体操は 10～11 段の「人間ピラミッド」さえもつくられるほどに巨大化・高層化している。それにもかかわらず、大人の労働者が高さ 2m 以上の所で作業をする際に適用される厚生労働省の「労働安全衛生規則」に定められている「団い」・「手すり」・

「覆い」・「防網」といった安全策は何もない。また建築基準法には安全の観点から、学校の階段が 1 段につき中学校は 18cm、小学校は 16cm 以下と定められているうえ、踏み面の広さを 23cm 以上にすること、3m ごとに踊り場を設置すること、手すりを設置することと厳しい基準があるのに、「人間ピラミッド」においてはこれらの安全策は皆無であり、子どもたちは足場にすらならない人体をよじ登らざるを得ない（以上、内田、2015 年、36～39、50～52 頁）。

第 2 に、このように巨大化した組体操は、本来 1 人の子どもが支えきれない重量を支えるよう、子どもに強いるものである。全国の平均体重をもとに計算すると、土台にいる生徒の中でもっとも負担の大きい者は、151 人でつくる 10 段ピラミッドの場合、中学 2 年生男子で 190kg、同 3 年生男子で 211kg の重さを支えねばならない。196 人でつくる 11 段ピラミッドに至っては、これがそれぞれ 205kg、227kg となる。つまり 1 人の生徒の上におおよそ 4 人が乗る計算である。その結果、小学校の体育の授業中および特別活動時ににおいて人間ピラミッドが崩壊し、2012（平成 24）年度には全国の小学校で 6,533 件の負傷事故が起こった。これは跳び箱運動、バスケットボールに次いで 3 番目に多い数字である。しかも組体操をまったく実施していない学校があることと、小学校での実施は 5・6 学年においてのみであろうことを考え合わせると、組体操中の事故発生率は相当高いとみられる。さらに負傷部位の多くが手および手指部である跳び箱・バスケットボールとは異なって、組体操におけるそれは頭部・腰部・頸部であり、重度障害ないし死亡に至りやすい（以上、同書、46～49、53～57 頁）。

第 3 に——内田はこれを「最大の問題点」とする——社会に組体操を賞賛する声が大きいため、上述のように深刻なリスクは無視されてしまう（同書、42 頁）。この賞賛におけるキーワードが本稿で考えようとする「感動」であることから、この詳細については以下に節を改めて記したい。

（2）組体操賞賛において言及される「感動」

内田は、「なぜ、組体操が学校教育のなかで取り入れられているのか。組体操を支持する教員からの回答は、見事に一致する。すなわち、組体操は子どもが『感動』や『一体感』『達成感』を得ることが出来るからである」と述べ、関西における一指導者がウェブ上で語った言葉を紹介している（同書、61～63 頁）。ここでは、内田が引用時に省略した部分をも含め、改めて紹介するとともに、ウェブ上において太字で強調されているところに傍点を付す。

——組体操の魅力とは、ズバリ何でしょうか？

「感動」です。組体操には、関わっているものすべてを「感動」に包み込む力を持っています。そして、その「感動」は、深い信頼関係によりもたらされています。

大きなピラミッドにおいて、最も大きな負担のかかる子どもたちは、外からはその姿を見ることはできません。それでも、その子どもたちは、歯を食いしばりピラミッドの完成を願っています。そんな彼、彼らを信頼しているからこそ、最後の 1 人は、

勇気を出してピラミッドの頂上で両手を広げることができます。もちろん最初からそんな信頼関係が存在しているわけではありません。何度も失敗を重ねながら、何度も練習を積んでいくからこそ、その信頼がうまれていくのです。保護者たちも、子どもたちのその努力を知っているからこそ、感動してくれるのです。そして、私たち教員も、その過程を知っているからこそ、ピラミッドが完成したとき目に涙を浮かべるのです。

そんな「感動」こそが組体操の魅力であると思います。

(明治図書出版ウェブサイト「教育 Zine～明日の教育を創る人へのウェブマガジン～」>「著者インタビュー」>垣内幸太「組体操の魅力はズバリ『感動』だ！」、原文ママ)

垣内のこの言葉によると、子どもたちは練習を通じて友人との信頼関係を深めていき、その結果、本番における成功時に「感動」を味わう。保護者と教員もその努力の過程を知っているからこそ「感動」する。こうして「関わっているものすべて」を「感動」に包み込むのが組体操である。内田はさらに別の指導者の言葉を紹介しながら、子どもたちの味わう感動の中身が「一体感」と「達成感」とされているとも述べる(内田、2015年、64~65頁)。

そこで、組体操を通じて子どもたちに得させようと考えられている「感動」と、学習指導要領の関係を見てみたい。学習指導要領は、運動会を含む「健康安全・体育的行事」の内容を「心身の健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するようにすること」としている(『中学校学習指導要領』、2017年3月、150頁、および『小学校学習指導要領』、同年同月、168頁)。

これに対し、巨大な組体操は、死にも繋がりかねない恐怖と苦痛を味わわせることを通じて、子どもに「一体感」と「達成感」を体得させようとするものであるから、それはイニシエーションの様相を帶びているといわざるを得ず、この学習指導要領の記述に沿っていると考えるのは相当の無理がある。

また、記述中の「責任感や連帯感の涵養」が組体操のねらいと合致しているのではないかという反論が考えられるので、この点も検討しよう。まず「責任感」について検討すると、組体操はわずか1人が体勢を崩すだけで全体が崩壊するものであるから、構成員全員に責任がかかっている。それゆえ、仮に各々の子どもにかかる負担が、彼・彼女に十分に担える程度のものであれば問題はない。しかし前述のように1人で最大4人分の体重を支えねばならず、これができなければ無責任であるというのは、もはや虐待と区別がつかないといわざるを得ない。

次に「連帯感」についてはどうか。事故なく組体操が成功し、しかも安全のうちに完全にそれが解体された場合においては、たしかに子どもたちの多くは連帯感を味わうであろう。しかし事故が起これば連帯感どころではない。また、最上段の子どもが両手を広げ、運動会の観客と教師から満場の拍手を浴びたその瞬間に組体操が崩壊することもありうる。その場合は、一度味わった連帯感(「一体感」と「達成感」と言い換えてよい)が、

一瞬のうちに、しかも怒号、泣き声、救急車のサイレンが入り乱れる混乱のなかで瓦解することになる。このような可能性がある以上、組体操は、教育現場における連帯感養成の営みとするには不安定すぎるであろう。さらにいえば、組体操崩壊のきっかけをつくってしまった——つまり、自らにかかる力を支えきれずに最初に体勢を崩した——子どもは、どれほどの加害者意識ないし罪悪感に苦しまねばならないであろうか。

こう考えると組体操は、学習指導要領が述べている「健康安全・体育的行事」の内容からはまったく逸脱しており、子どもたちにもたらすとされている「感動」も、学習指導要領の趣旨とは無関係である。よって、これが特別活動の一部である運動会の内容になっているのは不適切であるといわざるを得ない。

3. 「2分の1成人式」の推進力としての「感動」

(1) 「幸福な家庭」に住まない子どもを忘れた儀式

次に、特別活動の内容のなかで、内田が問題にしているもう一つのことがらである、「2分の1成人式」について考えてみたい。

これは、小学4年生が10歳になったことを祝う行事であり、保護者同伴で1~2時間かけて行われることが多いようである。内田は次のような、式次第の例を紹介している。

第1部 学年全体

- (1)体育館に集合
- (2)はじめの言葉
- (3)歌と踊りの披露
- (4)大人クイズ——実行委員会が考えたクイズ

第2部 学級ごと

- (1)十歳のスピーチ——将来の夢、これから自分など、一人ひとりのスピーチ
- (2)子どもたちへのお祝いの言葉（担任から）
- (3)2分の1成人証書の授与
- (4)誰でしょうクイズ（小さいころの写真を見て）
→事前に写真を集めてランダムに提示し、誰かを当てる
- (5)保護者へ感謝の手紙を渡す
- (6)みんなで記念撮影

（内田、2015年、85~86頁）

これは学校行事である以上、当然、学習指導要領の特別活動に位置づくものと思われるが、「式に至るまでに、『総合的な学習の時間』を中心にして、他にも『音楽科』『国語科』『道徳』などの授業時間を利用しながら、10時間から20時間程度を費やして準備が進められる」（同書、84頁）。特別活動のために各教科や総合的な学習の時間を、しかもこれほど多く使うことだけにでも、疑問を感じざるを得ないが、およそ9割の保護者が

式に満足感をもっている（2012〈平成24〉年ベネッセ調査。同書、86頁）なかで、家庭内の問題等により、保護者への感謝を前提としたこの式を快く受け止められない層が1割いることを内田は重視する。彼が「私が主張したいことはほぼすべて凝縮されている」とする声は、次のようなものである。

2分の1成人式は親に迎合したイベントにすぎない。親に感謝すること自体は大事だけれども、この行事は、虐待の問題提起の芽を摘んでしまい、さらに不幸を増幅させることにつながる。

家庭というものは私自身にとっては、牢獄でしかなかった。父は暴力的で何度も私を殴ったし、私の頭の上で皿が何枚割られたかわからないくらい。

社会は昔から、親を中心にして、子どものことを考えている。だから、真実を訴えようとしても、周りの大人们がそれを阻んで、丸く収めようとする。子どもは、よほど信頼のおける相手じゃないと本当の気持ちをしゃべらず、笑ってごまかしたり、真実を隠そうとしたりする。真実を訴えることができる大人は、どこにもいない。

（同書、91～92頁）

家庭の様子が多様化し、しかも家庭内部の問題がますます外から見えにくくなりつつある今日、家庭を安住の地ととらえられない子どもは確実にいる。実際に内田は、家庭内殺人事件がこの30年間に増加の一途をたどっていることを統計資料で示し、「身近な人間関係だからこそ、殺人にまで至る」のもまた家庭であることを述べている（同書、79～81頁）。それなのに、危険な家庭に住む子どもに配慮することなく、そのような子どもにまで、家庭は過去も現在も幸福な場であるはずだという固定観念を前提として、子どもたちに生い立ちを語らせ、保護者への感謝を表明させ、それを学校という公的空間での儀式とし、大人们が感動を享受するのは、いわば「集団感動ポルノ」だとまで、内田は述べている（同書、107～109頁）。

（2）被虐待の子どもを保護者のペットと化させる危険性

本小論は、内田のこのような見方に賛同する。それを前提として、「2分の1成人式」が要求する「感動」の問題点についてさらに深めたい。

内田は、保護者の次のような声も紹介している。

親として、「2分の1成人式」に出席しました。正直にいうと、とても感動しました。でも、子どもの頃につらい思いをした夫から、「僕の時代にそんな行事があったら、とっても嫌な思いをしたと思う。親への手紙なんて書けない」と言われ、ハッとしました。

この社会は、幸せな子どもばかりではありません。虐待は、強者である親から弱者である子どもに一方的におこなわれるものです。そこに憎しみは生まれたとしても、感謝は生まれません。子どもが家庭のことでつらい思いをするような行事は、実施す

べきではないと思います。（同書、93～94頁、傍点は岡本）

傍点を付したところでは、夫が、子どものころに家庭生活が辛いと感じていたことを吐露し、妻がそれを受けて、被虐待の子どもからは親への感謝が生まれないと述べている。夫妻とも、歪みのない正直な考えを表明しているものと思われる。

しかし虐待を日常受けていて、かつ、いつそう歪められている子どものなかには、これとは異なる反応をする者もいるのではないか。それは、家に帰れば殴る蹴るなどの暴行を受けるにもかかわらず、「2分の1成人式」には嫌な顔の一つもせずに臨み、喜々として美辞麗句を並べた親への手紙を読み上げ、まったく偽りなき感謝を表明する子どもである。

保護者が家庭内で子どもを虐待した結果、傷害ないし傷害致死で逮捕されたという報道を見ると、被疑者が取り調べに対し「しつけのつもりだった」と言っているケースは少なくない。最近の例では、兵庫県伊丹市で母と祖母が5歳の女の子の顔に包丁を当てるなどして傷害容疑で逮捕された事件において、母は「しつけのため頭を殴ったあと、ストーブに腕を押し付けた」と供述している（NHKニュース、2018年1月12日）。大阪市では3歳の男の子がたびたび負傷して児童相談所に一時保護され、警察の捜査により父親が傷害容疑で逮捕されたが、逮捕される前にこの父親は、「しつけで押し入れへ閉じ込めた」ことを認めていた（『読売新聞』大阪朝刊、2018年1月25日）。大阪府箕面市で4歳の男の子を虐待死させたとして、母親とその交際相手と友人の男が逮捕・起訴された事件では、男の子は死亡前日にもしつけのためとして、一晩中立ったまま寝させられていた（毎日放送「ひるおび！」ニュース報道、2018年1月25日）。

2018年1月に滋賀県警が発表した、17年の児童虐待事案への対応状況を見ても、「対応した数は述べ1096件（前年比329件増）、児童相談所に通告した児童数は839人（同176人増）、児童虐待による検挙数は10件（同4件増）でいずれも過去最多」となったうち、「身体的虐待の中には親が『しつけ』と勘違いしているものもあった」という（小西雄介、2018年1月20日）。

もちろん、虐待をしていた親などが、事件を起こしてしまってから警察による取り調べ等において、言い逃れのために「しつけ」だったと言うこともあるが、一方では虐待の最中に「これはお前のためだ。憎くてやつてんんじゃない」と、子どもに向かって虐待正当化の発言をするケースもあるのではないか。そうだとすると、虐待を受ける子どもの側も、精神の安定を崩さぬようにするためには、自分は愛されているがゆえに暴力を受けているのだ、自分が至らないからこそ、ありがたい「愛のムチ」を受けているのだと自分に言い聞かせざるを得ないのではないか。

以上の点については、いま厳密にこれを論証することが難しいため、まだ一つの仮説にとどめておかざるを得ないが、とりあえずはこう考えるに至ったヒントを述べておきたい。

信田さよ子（2009年）は、共依存という人間関係を説明するにあたり、短編小説「間食」（山田詠美、2005年）を用いている。主な登場人物は26歳の薦職の男・雄太、41歳の事務職の女・加代、20歳過ぎの大学生の女・花である。雄太は加代の家で彼女と同棲しているが、加代は年下の雄太が何一つ不自由を感じないように、「あなたは、私がいないと駄目なんだから」と言いながら衣食住と性に関して徹底的に彼の世話をし、「誰も私の代わ

りになんてなれないのよ」ともささやく。こうして加代は、雄太を自分に依存させていく。

雄太はしだいにこのような生活に窮屈さを感じ、安らぎを求めて花のもとに走る。そこで雄太は「幼子のような花をからかい、いじり、おもしろくなつて抱きしめ、性的に味わいつくす」。花の髪を洗い、愛玩する雄太は、やがて「しつけるために」彼女に暴力をふるう。泣いて謝る花を雄太はいとしげに抱き、愛をささやく。こうして「自分が偉い人間になった気」がする雄太は、花をペットのように自分に依存させていく。

3人のこの関係を見て、雄太の仕事仲間の一人は、何かを溜めてしまった加代が雄太を求める、求められ世話をされた雄太がまた何かを溜めてしまったので、花を求めたと推論した。それでは何を溜めてしまったのか？作者は明言していないが、信田によればそれは、「他者から依存されたい、他者から必要とされたい欲求」である。すなわちそれは、「自分に依存する他者の欲求などどうでもいい。自分の欲求充足こそ先決なのだ」という、「依存され必要とされることで満たされる、どこか悪魔的な支配欲求」である（以上、信田、2009年、80～98頁）。

この話から、先ほどの児童虐待に戻って考えてみよう。「これはお前のためだ。憎くてやってるんじゃない」と正当化しながら虐待をはたらく保護者は、殴る蹴るの暴力によってむき出しの支配欲求を露わにしながら、本当は自分に依存することを子どもに強要しているのではないか。そうだとすると、虐待を受ける子どもの側が、自らの精神の安定を崩さぬよう、自分は愛されているがゆえに暴力を受けているのだ、自分が至らないから「愛のムチ」を受けているのだと自分に言い聞かせ、「よい子」であろうとすることは、前述の花のように、人間であることを諦めてペットとして生き延びようとするにほかならない。

このような「よい子」は、「2分の1成人式」を不愉快に思うどころか、むしろ積極的に保護者への感謝を表明するゆえに、大人の眼には子どもたちの模範にさえ見えるであろう。凛としたその姿が大人に感動を与えるとすれば、それこそ危険きわまりない「感動」であるといわざるを得ない。

以上、「2分の1成人式」がもつ「感動」の問題点を考えてきたが、前述のようにこれは、山田の小説を題材にして共依存を説明した信田の文章を、児童虐待が問題化している今日の情勢に引き寄せて考えた、一つの仮説にほかならない。これを論証することが今後の課題である。

なお「2分の1成人式」は、学習指導要領では特別活動の中の学校行事に含まれ、さらにはその中の儀式的行事に含まれると思われる。儀式的行事の内容は「学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるようにすること」と規定されている（『中学校学習指導要領』、2017年3月、150頁、および『小学校学習指導要領』、同年同月、168頁）。文中に「感動」の語はなく、それに近いものは「厳粛で清新な気分」のみであるので、その気分はあくまで理性的なものということができる。すなわち学習指導要領は、ことさらに感涙を催す行事を要求してはない。また文の主語は明記されていないが、「子どもたち（生徒・児童）」と解釈すべきであろう。保護者や教師といった、大人の満足を追求する必要性も、学習指導要領の文面からは確認できない。

4. 「感動」を問い合わせべきこと——むすびにかえて——

以上、本小論においては、内田が問題提起している特別活動に属するところのうち、運動会における「組体操」と儀式的行事における「2分の1成人式」を考察してきた。どちらに関しても、これらを推進する理由のキーワードは「感動」である。しかしこれまでに考えてきたことからすると、「感動」にこそ問題があるといわざるを得ない。

もう一度、2つのことごとらにおいてそれぞれ最悪の事態が起こった場合を想定してみよう。「組体操」においては、最上段の子どもが両手を広げ、運動会の観客と教師から満場の拍手を浴びたその瞬間に組体操が崩壊することもありうる。その場合は、一度味わった連帶感（「一体感」と「達成感」、と言い換えてもよい）が、一瞬のうちに、しかも怒号、泣き声、救急車のサイレンが入り乱れる混乱のなかで瓦解することになる。「2分の1成人式」においては、積極的に保護者への感謝を表明して大人に「感動」を与える、凛とした子どもが、じつは家庭内では、むき出しの支配欲求を露わにする保護者から殴る蹴るの暴力を受け、しかも「これはお前のためだ。憎くてやっているんじゃない」と自分への依存を強要されていることもありうる。この「よい子」の模範的に見える姿は、家庭内で自らの精神の安定を守るために、自分は愛されているがゆえに暴力を受けているのだ、「愛のムチ」を受けて感謝しなければと自分に言い聞かせている、いわば人間であることを諦めたペットの姿である。

こう考えると、感動というのはまことに脆弱な、あるいは真実見えなくさせるものであるといわざるを得ない。したがって感動を味わう、あるいは味わわせることが教育活動の目的になってはならないといえよう。たしかに、できること・わかることが一つずつ増えていくたびに、子どもたちが感動するのは自然なことであるし、不可欠なことでもある。しかしその感動にいつまでもひたるのは、酔うこと、つまり理性をおろそかにすることになり、危険きわまりない。少なくとも教師は、子どもの未来に責任をもつ以上、喜びに沸く子どもたちの横でその姿をクールに見つめる必要がある。99人の子どもが笑うなかでも1人の顔が曇っていないか、観察していかなければならない。

このことは、小さな感動についてもいえよう。遠足で通りかかった土地で、息をのむほどに美しい田園の景色を見ても、感動のあまりに子どもたちが、その景色だけを根拠として、たとえば「日本は世界一美しい」などという偏狭なナショナリズムに陥らないよう、教師は気を配らねばならない。また感動という言葉はふつう使われないが、心が動かされるという点では、学校行事としての映画鑑賞会等で、戦争や差別、環境破壊といった理不尽なところに對して覚える怒りについても同じである。子どもたちを怒りに酔わせるのではなく、彼・彼女らが知性をもって現状を見つめるよう指導・支援していくことが教師の任務である。

感動をめぐる以上の議論は、あらゆる教育活動に關していえるであろうが、とりわけ特別活動の指導法を考えるうえでは重要であろうと思われる。

参考・引用文献

NHK ニュース（2018 年 1 月 12 日）「兵庫・伊丹 母親らが 5 歳女児を虐待 包丁押し当てけが 傷害容疑で逮捕」、2018 年 2 月 27 日に検索サイト「ジー・サーチ データベースサービス」（<http://db.g-search.or.jp>）より検索。

内田良（2015 年）『教育という病—子どもと先生を苦しめる「教育リスク」—』、光文社新書。

小西雄介（2018 年 1 月 20 日）「児童虐待：昨年対応数、最多 1096 件 児相通告も 839 人 県警／滋賀」、『毎日新聞』滋賀版。

『小学校学習指導要領』（2017 年 3 月）文部科学省。

『中学校学習指導要領』（2017 年 3 月）文部科学省。

信田さよ子（2009 年）『共依存・からめとる愛—苦しいけれど、離れられない—』、朝日新聞出版。

藤田晃之（2017 年）「はじめに」、藤田編著（2017 年）3~4 頁。

——編著（2017 年）『平成 29 年版 中学校新学習指導要領の展開 特別活動編』、明治図書出版。

毎日放送「ひるおび！」ニュース報道（2018 年 1 月 25 日）「箕面虐待死 “しつけ” で一晩中立たせる」、2018 年 2 月 27 日に検索サイト「ジー・サーチ データベースサービス」（<http://db.g-search.or.jp>）より検索、データ提供は富士ソフト株式会社。

明治図書出版ウェブサイト「教育 Zine～明日の教育を創る人へのウェブマガジン～」>「著者インタビュー」>垣内幸太「組体操の魅力はズバリ『感動』だ！」

<https://www.meijitoshoh.co.jp/eduzine/interview/?id=20140413> 2018 年 2 月 21 日確認。

文部科学省ウェブサイト「トップ」>「教育」>「小学校、中学校、高等学校」>「学習指導要領『生きる力』」http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm 2018 年 2 月 20 日確認。

山田詠美（2005 年）「間食」、山田『風味絶佳』、文藝春秋、5~42 頁。

『読売新聞』大阪朝刊（2018 年 1 月 25 日）「3 歳児に暴行 父親逮捕 大阪・傷害容疑 7 か月で保護 5 回」。

¹ 本稿執筆の段階では、まだ高等学校の次期学習指導要領が公示されていないので、高校については考察から除外する。なお前回の学習指導要領改訂スケジュールを参考にすれば、高等学校でも 2022（平成 34）年度入学生から時期のものが施行される予定である。また特別支援学校の新学習指導要領等は、各校種に準じるものとされている（文部科学省ウェブサイト「トップ」>「教育」>「小学校、中学校、高等学校」>「学習指導要領『生きる力』」）。